

中之口老人福祉センター指定管理者事業計画

西蒲区健康福祉課

| 項目 | 社会福祉法人 愛宕福祉会(選定者) | |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 事業者の概要 | 設立 H10. 7. 8 資本金 50 億 8, 899 万円 従業員数 1, 368 人（正職員 928 人、臨時及びパート 440 人） 事業内容 【高齢者福祉】特別養護老人ホーム、グループホーム在宅介護支援センターほか 【障害者福祉】障害者支援施設、就労継続支援、特定相談支援事業、障がい者就業支援センターほか 【児童福祉】乳児院、保育所、延長保育・休日保育、子育て支援センター ほか、職業紹介事業、不動産賃貸業 | |
| 2. 経営理念・経営方針 | (1) 当該施設の管理運営の基本方針 ・利用者が安心して利用できる入浴サービスの提供 ・体調不良等の緊急時に即応できる体制 ・施設運営経験と社会福祉法人としてのノウハウを生かした、より良いサービス提供 (2) 当該施設の現状に対する考え方及び将来展望 ・落ち着いた雰囲気での寛ぎを提供 ・独自の催事等を計画し、地域住民の活動の場として利用していただくことを目指す。 ・隣接の特別養護老人ホーム中之口愛宕の園等との連携 (3) 団体の経営方針 ・安心して老いることのできる社会の実現 ・豊かな人間性の育成の実現 ・ノーマライゼーションの理念の実現 | |
| 3. 指定管理者申請の動機 | 平成 18 年 4 月より、隣接する特別養護老人ホームと連携しながら地域福祉の拠点として活動してきた。施設の利用者は、疲れの癒し、気分転換、ご近所と懇親を深めるためなど、その目的は様々であるが、当法人とて、安全で有意義な時間を提供できるよう施設整備を行い、利用者からまた来たいと思っていただけるような施設運営を心がけていく。旧中之口村のみならず、周辺の旧町村には、まだまだ多くの独居のお年寄りが生活を営まれており、その生活の一部たる入浴を、皆様が集まる施設で利用して汗を流していただくことは、福祉的にも大変意義深いことであると考える。また、仲間同士で寛いでいただくことは勿論のこと、健康増進にも力を注いでいくことにより、より福祉的見地からみても当館の存在はより大きなものとなろうかと考える。私たち愛宕福祉会の考える、安心して老いることのできる社会・豊かな人間性の育成・ノーマライゼーションの実現を私たちが主の役割と認識するという見地に立ち、愛宕福祉会から地域に向けて皆様の明日に供していきたい。運営を委託され 14 年が経過するが、更なる地域福祉サービスの充実に向けて、今まで以上に積極的に邁進していきたい。 | |
| 4. 指定管理業務に係る事業計画 | 1 高齢者への配慮 1) 見守り、緊急対応について 体調管理のための自動血圧計の設置と、緊急時に中之口愛宕の園（特養およびデイサービスセンター）の介護、看護スタッフが即応できる体制を整備。 2) 健康相談窓口の設置 2 利用者へのサービスの向上 1) 設備管理と衛生管理の徹底 2) 隣接施設のバックアップ体制 3) 介護教室等による情報提供 3 健康づくり、介護予防についての情報の収集及び提供 隣接の特別養護老人ホームや地域包括支援センター（中之口・潟東）による地域の拠点事業所としての情報収集 4 集客計画・入館者数等 入浴剤を使用し、より温泉に近づけること、大広間の無料貸し出しを実施し、今後も「ゆとり」と「くつろぎ」の空間や時間の提供ができるよう、職員が一丸となり業務を実施。 | |
| 5. 自主事業を実施する場合の実施計画 | 1) 健康相談（新潟市地域包括支援センター中之口・潟東協働） 2) 柚子湯 3) 葛蒲湯 他、お客様のニーズの中から新企画を随時展開 | |
| 6. サービス内容 ・開館時間 ・休館日の設定 | 1 開館時間 午前 9 時～午後 4 時 30 分（入浴は午後 4 時まで） 2 休館日 毎週月曜日、5 月 4 日、8 月 13 ～ 15 日、12 月 29 日～1 月 3 日 3 巡回バス運行日・時間 毎週水・金曜日 往路 9 時～10 時 30 分 復路 15 時～16 時 | |
| 7. 支出計画 | 人件費 8, 992, 000 円 その他経費 管理費 10, 020, 000 円 ・事業費 1, 644, 000 円 事務費 917, 000 円 ・車両リース費 264, 000 円 計 21, 837, 000 円 | |
| 8. 組織・人員体制 | 1. 現場職員配置数 1) 火曜日～土曜日 2～3 名 2) 日曜日 2 名 3) 上記他に中之口愛宕の園職員のバックアップあり 2. 職種 1) 運営管理責任者 1 名 2) 受付担当・設備管理 5 名 3) 相談業務責任者 1 名 | |

| | |
|---------------------------|---|
| 9. 雇用・労働条件 | <p>1 雇用形態</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運営管理責任者 1名（兼務） 2) 受付担当・設備管理者 非常勤職員 5名（シフト制） 3) 相談業務責任者 1名（兼務） <p>2 労働条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運営管理責任者・相談業務責任者 当法人の規程により給与・賞与・労働時間(1日8時間)・休日(年間117日)・休暇等を設定。 2) 受付担当・設備管理者 個別の労働契約書により給与・労働時間・休日・休暇等を設定。 給与：時給(583円～860円) 賞与：無 昇給：年1回 労働時間：週3～5日、1日4～8時間、休憩時間有(4時間を超える場合) 有休休暇：有 特別休暇(慶弔時等)：有 <p>3 資格要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 運営管理責任者・相談業務責任者 施設運営および設備管理全般を行うための知識・経験を有する者 2) 受付担当・設備管理者 経験不問 |
| 10. 安全確保及び緊急時の対応 | <p>1 防犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付職員による確認 ●警備会社の機械警備システムを導入 <p>2 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設設備の日常・定期点検 ●併設の社会福祉協議会との共同防災訓練の実施 <p>3 事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●急病者対応マニュアルの整備、中之口愛宕の園の応援体制 |
| 11. 要望・苦情への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●アンケートの実施、受付等における職員との直接的コミュニケーションによるニーズの吸い上げ。 ●地域運営委員会の設置。 ●地域包括支援センター等が収集した情報の活用。 ●「社会福祉法人愛宕福祉会 福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」の規程。 ●第三者委員の設置。 |
| 12. 個人情報の取扱い・コンプライアンス | <ul style="list-style-type: none"> ●「愛宕福祉会 個人情報管理規程」の設定 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「個人情報の提供依頼」 個人情報はサービス提供に必要な情報の範囲とし、それ以外の提供を求めない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ご利用者カードへの記入 2) 予約カードへの記入 3) アンケートへの回答 2. 「個人情報の利用目的」 個人情報は提供いただいた目的以外で使用しない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ご利用者に連絡をとる必要がある場合 2) ご利用者の同意があった場合 3. 「個人情報の提供・開示」等について 個人情報は適切に管理し次の場合を除き第三者に提供又は開示しない。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ご利用者の同意がある場合 2) 法令により開示を求められた場合 3) 裁判所、警察などの公的機関から開示を求められた場合 |
| 13. 社会貢献活動の実績 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用の実施 ●敬老会・健康診断といった、地域のために必要な催事に関わる施設の貸し出し |
| 14. ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業等の方針として、男女がともに働きやすい職場環境づくり、仕事と家庭生活等の両立、女性の能力活用等が重要である旨の考えがあり、その考え方方が明文化されている。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が100人以下)が策定し、労働局に提出している。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている。 ・新潟県のハッピー・パートナー企業に登録している。 ・過去3年間に育児休業を取得した男性従業員が1名以上いる。 ・役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が30%以上である。 ・女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が策定し、労働局に提出している。 |
| 15. 主な同種施設または同規模施設の維持管理実績 | <p>1998年7月に法人を設立し、翌年8月に拠点となる「特別養護老人ホーム愛宕の園」(短期入所、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所を併設。所在地は新潟市北区松鴻1510番)を開設。以来、新潟県(新潟市・新発田市・胎内市・村上市・関川村・燕市・佐渡市)と東京都(板橋区)に95の事業(令和2年8月1日現在)を展開。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢福祉事業 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(指定管理)、デイサービスセンター、グループホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、訪問介護(看護)、定期巡回・随時対応サービス、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(受託) ●障がい福祉事業 障がい者支援施設、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練(生活訓練)、新潟市障がい者就業支援センター(受託)、生活介護、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所(障がい)、相談支援事業を運営。 ●児童福祉事業 幼保連携型認定こども園、企業主導型保育所、認可外保育施設、乳児院(受託)、児童養護施設(指定管理) 以上の運営実績から培った地域とのネットワークや運営基盤をベースとして、平成18年より中之口老人福祉センターの運営に携わってきた。同センターの運営にあたり、安全で安心してご利用できる施設であることを大前提として掲げ、入浴に限らず地域の皆様よりご満足いただける環境やサービスの提供を常に心掛け、ご好評をいただいている。また、隣接する中之口愛宕の園や他施設・他団体との連携により、非常時対応やイベントの共催等を実施しており、今後も更に充実させていきたいと考えている。 |